

○ 子育て・教育環境の充実

（４）こどもの教育環境の充実

（文部科学省）

【本市の提案・要望】

- 学校給食費の無償化実施にかかる財政措置
- 児童生徒の急増対策にかかる国庫負担制度等の拡充及び老朽化が進む学校施設の維持管理・更新を推進するための制度拡充並びに財源の確保
- ICT活用における将来にわたる費用の継続的かつ十分な財政措置

【現状・課題】

（学校給食費の無償化）

- 大阪市立学校の児童生徒の学校給食費については、令和２年度から令和４年度までは新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい社会情勢を踏まえ臨時的な負担軽減措置として無償としてきた。また、令和５年度からは、義務教育無償の趣旨を踏まえ、「食育の生きた教材」である学校給食の全員全額無償化を本格実施しているが、本来学校給食は、国の施策において無償となっている教科書等と同様に、就学義務と密接な関わりがある義務教育無償の範囲に位置付けるなどすべきであり、恒久的に実施するものとして財政措置が必要である。

（児童生徒の急増対策・学校施設の老朽化対策等）

- 本市では「大阪市学校施設マネジメント基本計画」を策定し、こどもの教育環境の充実をめざして、児童・生徒の急増による教室不足や学校施設の老朽化といった課題に取り組んでいる。
- 本市中心部の学校において、児童・生徒数の増加による教室不足や運動場の狭隘化が見込まれており、その課題解決に向け、平成２９年５月に「児童急増対策プロジェクトチーム」を設置し、従来の手法にとらわれない対策を検討している。その対策の実現に向けては、国の制度拡充や財源の確保が必要であり、最大３年先の学級数でしか補助資格を算定できない、いわゆる前向き資格について、児童推計増を可能な限り先を見据え必要な教室数を整備できるよう制度を改正するとともに、第二屋内運動場等の整備を補助の対象とするなど、補助対象の拡充や補助単価の引上げが必要である。また、計画的・円滑に事業実施できるよう、公立学校施設整備費負担金について、２か年を超える国の債務負担の設定を可能にすべきである。
- 特に都心部における児童数の急増は顕著であり、新增築及び改築事業の補助率嵩上げが必要である。
- 学校は児童生徒の生活の場であり、災害時の収容避難所等にも指定されていることから、老朽化対策を進めていく必要がある。また、公立小学校の学級編制の標準が３５人へ引き下げられ、更に教室の整備等にかかる費用の増加が見込まれることから、「学校施設環境改善交付金」について、地方計画事業量に見合う財源を確保するとともに、補助率の嵩上げ及び補助単価の引上げが必要である。

（ICT活用のための環境整備）

- 現状、１人１台学習用端末更新にかかる補助制度が示されていないことから、更新にかかる財政措置を講ずるのはもとより、方針やスケジュール等について早期に示す必要がある。
- １人１台環境の運用にかかるセキュリティ対策費や運用保守費用、端末更新費用などについては自治体負担となっているほか、学習者用デジタル教科書の導入に伴い、家庭での端末の活用機会が増大することが見込まれる一方で、家庭学習のための通信費等について補助制度が創設されていないことから、将来にわたる継続的な費用等について財政措置が必要である。

- G I G Aスクール運営支援センターについて、ネットワーク点検やヘルプデスクの運営及びサポート対応等の委託経費について財政措置がなされたが、国が算定した補助単価と実際の事業費に大きな乖離があることから、1人1台環境の円滑運用のために必要な事業量に見合う財政措置が必要である。

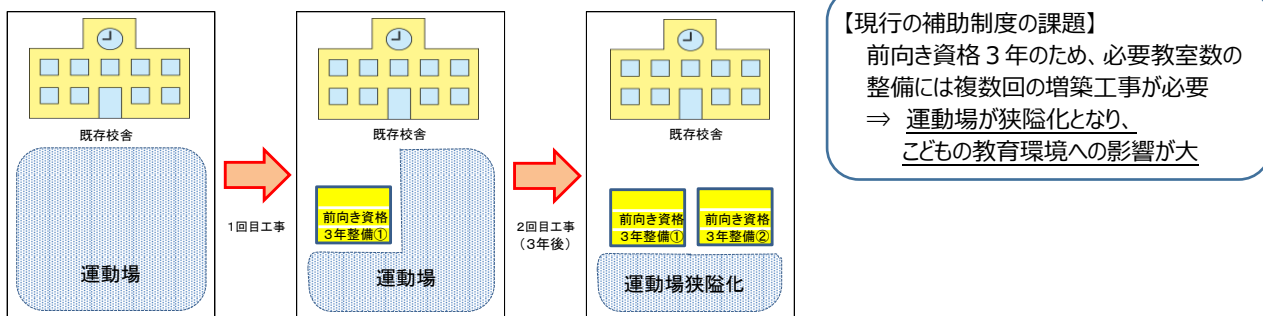
担当：教育委員会事務局

○ 公財政による教育分野への支出等

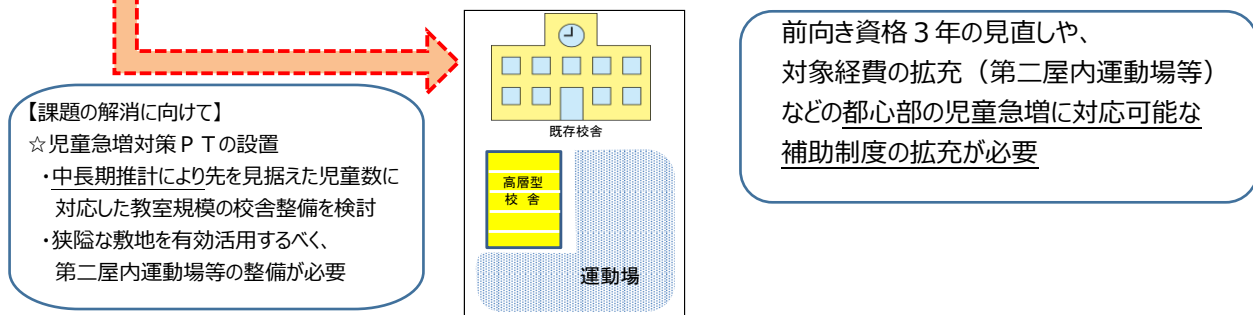
	対象者	根拠法令
授業料不徴収	国公立の義務教育諸学校の児童生徒	日本国憲法第26条第2項、教育基本法第5条第4項、学校教育法第6条
教科書無償給与制度	義務教育諸学校の全児童生徒	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

○ 現行の補助制度による増築校舎整備の課題

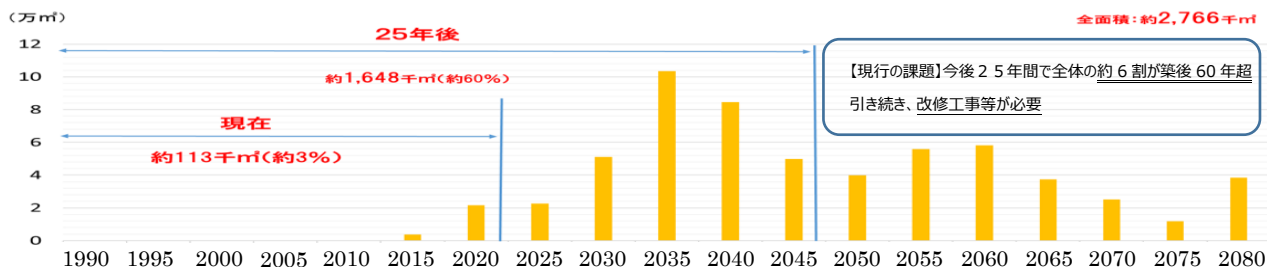
＜現行の補助制度による整備校舎整備（イメージ）＞



＜都心部の実情を踏まえた必要な校舎整備（イメージ）＞



○ 耐用年数を迎える学校施設の校舎面積（耐用年数：60年）



○ 学習者用端末に対する国の財政措置の状況

項目	端末整備費	セキュリティ対策費	ライセンス費用	運用保守費用	家庭学習通信費
国の財政措置	✕ ※令和2年度に補助を活用して整備した機器は、令和6年度以降に更新費用が必要	✕	✕	✕	✕